

鹿屋市学校規模適正化(学校再編)基本方針



平成 20 年 9 月
鹿屋市教育委員会

目 次

まえがき	2
基本方針の基本的な考え方	3
1 目的	
2 方針	
3 留意事項	
学校規模適正化の背景	4
1 小・中学校の現状	
学校規模適正化の基本的な考え方	6
1 適正化の必要性	
2 基本的な考え方	
配慮事項と今後の学校づくり	9
1 通学区域の設定	
2 通学上の安全	
3 統合の視点	
4 学校と地域の関係	
5 学習集団の形成	
6 学校施設の活用	
7 特別支援教育、いじめ・不登校等の教育課題への取り組み	
8 新しい学校づくりに向けて	
学校規模適正化への取り組みと今後の進め方	11
1 学校規模適正化への取り組み	
2 基本方針	
3 今後の進め方	
4 設置予定の地区懇話会	

まえがき

本市の小・中学校の児童生徒数は、昭和30年代のピーク時の約4割にまで減少しており、6学級以下の小学校が15校(31校中)となっているなど、学校の小規模化が進んでいます。

特に、山間部や沿岸部など、一部の地域で児童生徒数の減少傾向が顕著となっており、これまでも学校規模適正化に関して、議会での質問や地域自治体協議会等でも議論がなされているところであります。

これからの本市の人口構成を見ても、少子高齢化の進行は避けられず、ますます学校の小規模化が進むことは、容易に予想できます。

鹿屋市教育委員会では、子どもたちに良好な教育環境を提供するためには、どの程度の学校規模で教育が行われるのが望ましいか、また、それを実現するためにはどのような手法が必要なのかなどを検討するために、平成19年11月に学校関係者、学識経験者、町内会関係者などからなる「鹿屋市学校規模適正化検討委員会」を設置し、小・中学校の適正配置及び適正規模の在り方についての意見提言をいただいたところであります。

学校規模適正化検討委員会からの意見提言を受けて、児童生徒数の減少などを背景とした本市が抱える学校の小規模化による課題に対応すべく、ここに「鹿屋市学校規模適正化基本方針」を定めました。

この基本方針に基づいて、子どもたちにとって良好な教育環境の確保に努めて参ります。

基本方針の基本的な考え方

1 目的

社会情勢の変化や児童生徒数の減少などを背景とした本市教育の諸課題に適切に対応し、地域の特性やニーズを踏まえ、長期的、全市的な観点から学校規模の適正化を図り、併せて、本市教育の充実・振興が図られるよう教育環境の整備や学校の活性化などを推進するものです。

2 方針

(1) 基本方針の内容及び取り組み期間

「鹿屋市学校規模適正化(学校再編)基本方針」(以下「基本方針」といいます。)は、本市の小・中学校の現状、学校規模適正化の必要性、今後の学校づくりなど小・中学校の適正配置及び適正規模の在り方についての「基本的な考え方」と「留意点」などをまとめたものです。

この基本方針は、今後の本市において、小規模化が進む小学校と中学校の学校規模の適正化を図り、教育環境を整備する取り組みの基本となります。特に期間を定めませんが、今後の社会情勢や教育制度の変化等に合わせて必要に応じ見直しを行っていくこととします。

(2) 地区懇話会

基本方針に基づき、学校規模適正化の検討を進めていく具体的な地域を定めるために地区懇話会を設置します。なお、この地区懇話会は地域住民の意向を十分に踏まえることを視点とします。

3 留意事項

(1) 学校関係者、保護者、地域の方々との合意形成について

適正配置等の具体的な検討に当たっては、教育委員会は、学校関係者や保護者、地域の方と協働して、それぞれの立場から、「良好な教育環境のために」という共通の視点で協議をし、合意形成を図った上で進めていきます。

(2) 市民への情報提供について

適正配置及び適正規模等に関する地区懇話会や教育委員会での検討内容については、市教育委員会のホームページなどを通じて、積極的に保護者、市民へ情報提供を行っていきます。

学校規模適正化の背景

1 小・中学校の現状

(1) 児童生徒数の推移

全国的な少子化の傾向と同様に、本市の児童生徒数は、昭和 37(1962 年)年度の 26,201 人をピークに年々減少しており、平成 19(2007 年)年度には 10,064 人、また、今後の推計では、平成 24 年度で 9,650 人と予想しているところであり、児童生徒の減少は今後も続くものと見込まれます。

(2) 規模別学校数

国の基準では、1～5 学級を過小規模校、6～11 学級を小規模校、12～18 学級を適正規模校、19～30 学級を大規模校、31 学級以上を過大規模校と規定していますが、本市では、適正規模校は 5 校で、過小規模、小規模校は 33 校あり、全体の 73%を占める状況となっています。

また、平成 19 年度時点において、学級編制が複式編制に至っている小学校が 10 校で、(旧鹿屋地区 6 校、輝北地区 3 校、吾平地区 1 校)また、休校中の学校が輝北地区で 1 校となっている状況です。

(3) 学校施設の整備状況

学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、地震発生時には、児童生徒等の安全確保や地域住民の緊急避難場所としての役割を果たすことから、学校施設の耐震整備を図る必要があります。

耐用年数から見た学校施設の状況

校舎及び屋内運動場については、約半数が旧耐震基準以前の建物であり、その中に耐用年数を経過した建物も一部あります。

耐震化状況から見た学校施設の状況

校舎・屋内運動場ともに、約半数が耐震性有りと判断されていますが、耐震性がないと判断された施設については、計画的に耐震化補強工事等を実施していく必要があります。

(4) 通学距離等の状況

法令では、「通学距離が小学校にあってはおおむね 4 km以内、中学校においてはおおむね 6 km以内」を適正な規模の条件としています。

現在、本市において、この基準を超える距離の小学生が 161 名(2.5%)、中学生が 63 名(1.7%)おり、バス、自家用車、自転車等の手段により通学していますが、適正化を図ることにより、さらに増えることが見込まれます。

また、校区外就学者も中学校で 40 名、小学校で 197 名で、現行の通学区域でも、帰宅時に保護者等が不在である理由などで、多いこともうかがえます。

(5) 中学校における教科担任の配置状況

14 中学校のうち、免許教科外教科担任等を配置している学校が 10 校あり、学級数減により、教員の適正配置にも困難を来たしている状況です。

(6) 中学校における部活動実施状況

中学校の部活動実施状況においても、学級数（生徒数）の多い学校ほど設置数が多く、少ない学校ほど設置数が少ない状況となっており、子どもたちの人格形成や社会性の育成、体力向上・健康増進に有意義な部活動においても差異が見られる状況となっています。

(7) 小規模校と大規模校の特性

小規模校は小規模校なりの、大規模校には大規模校としての長所、短所があると思われれます。それぞれの良さを尊重しながら、また、短所を補う工夫をしながら適正化を図っていく必要があります。

小規模校の長所・短所

児童生徒・教員・保護者を含めて互いの結びつきが深くなり、児童生徒の個性や能力に応じた丁寧な指導や家庭的な人間関係を形成しやすいという長所があります。

その反面、少人数であるがゆえの問題点として、人間関係や互いの評価が固定されやすく、いじめなどの問題が生じた場合に後年次まで影響が残りやすい。さらに、学習面においても評価が固定化されやすく学習意欲や競争心に問題が生じやすいことや、選択教科や部活動などで選択肢の幅が狭いなどの短所があげられます。

また、学校運営の面においても、教員の配置数が少なく、現実に学年研修や校務分掌などの面で教員に多少無理がかかっており、その結果、教育を受ける子どもたちにも影響が生じる可能性があると思われれます。

大規模校の長所・短所

多様なクラス替えができることによって新たな価値観や人間関係の形成に寄与し、学習意欲や競争心を活発にするなどの長所があります。また、中学校では選択教科や部活動などでの選択肢が広がるなど、ちょうど小規模校の短所とは裏腹な関係で長所があげられます。しかしながら、その反面として、学校としての一体感を保ちづらいことや、施設利用に制約が生じるなどの短所があげられます。

学校規模適正化の基本的な考え方

1 適正化の必要性

これからの学校教育は、子どもたちが、自ら学び、自ら考え、解決する力を養う教育をめざすことが求められています。同時に、基礎・基本の徹底と知・徳・体のバランスのとれた教育により、豊かな人間性とたくましい体を育むとともに、社会の変化や多様性に対応できる確かな学力の定着を図る必要があります。

また、学校には、地域のコミュニティの拠点としての機能も有していることから、地域住民等も参画した開かれた学校づくりやコミュニティの拠点としての交流の場、野外の広場等、心のゆとりと豊かさを育むような施設を整備することも求められています。

これらのことから、学校規模適正化にあたっては小規模校化への対応と、望ましい学習集団の形成を図るため、また、地域のコミュニティ施設としての機能も引き継いでいくため、次のとおり学校規模適正化の基本的な考え方に基づいて進めていきます。

(1) 児童生徒数の減少傾向（推移）と学校力の確保

集団の規模が小さくなると、子どもの多様な選択の幅が小さくなったり、切磋琢磨する機会が失われたりするなど、集団教育のよさが生かされにくくなります。

教職員の配置数が減り、校務運営や子どもの指導体制にも難しさが生じるなど学校運営に影響を及ぼすこととなります。

児童生徒の減少は、学校環境に大きく影響し運営や管理面の低下も懸念されます。

学校の活力を維持し、子どもたちが大勢の中でいきいきとした学校生活を送れるようにするために、適正な学校規模を実現することが必要です。

(2) 教育環境の充実

子どもの学力低下への懸念、いじめや不登校、暴力行為などの問題行動、規範意識や社会性の低下、家庭や地域の教育力の低下など、教育に関する様々な課題も生じており、これらに適切に対応する必要があります。

確かな学力と豊かな心を育む教育を推進するため、創意工夫を凝らした特色ある教育活動など、学校教育における新しい取り組みに期待が寄せられており、それを支援するための新しい教育環境の整備にも期待が高まっています。

学校施設が地域のコミュニティの拠点として機能し、地域の人々が様々な活動を通して交流を行う場としての広いニーズに応えていく必要があります。また、学校施設としての教育的な配慮を行いながら、地域の実情に応じて、高齢者福祉施設等の地域の公共施設等との連携を進めていくことも重要です。

(3) 学校施設等の整備

学校の多くは、増改築による整備を進めてきたが、地震などの災害に備えるために、新たな耐震補強対策が求められています。

耐震化計画により、校舎等の計画的な改修工事が必要であり、財政状況に鑑み順次、実施していくことになるが、統廃合を推進する学校については、早期に重点的に実施する必要があると考えます。

(4) 市全体の配置のバランスと地域振興

学校の小規模化は、ほぼ市全域において進んでいるものと思われませんが、特に山間部や沿岸部においては、著しく進行しているところです。全市的な取組みを推進しつつも、これらの地域を優先して適正化を図っていくなどの配慮が必要と思われれます。

市全体としての学校の適正な配置や校区の範囲について、地域のバランスを考慮しながらより広域的な視点から柔軟に検討する必要があります。

合併後の新しいまちづくりがスタートした現在、将来を展望し、次代を担う子どもたちが個性豊かにたくましく育つことができるよう、長期的な視点に立ち、時機を失することなく、確固たる教育基盤づくりに力を注ぐ必要があります。

2 基本的な考え方

学校規模適正化に当たっては、特に次の3項目を基本として進めます。

- ・ 学校規模適正化は、児童生徒にとって望ましい学習集団を形成し、より良い学習環境を創造するものであること。
- ・ 地域の中での学校の役割や通学距離、通学路の安全確保に十分配慮したものとし保護者、地域住民の理解と協力を得られる計画内容であること。
- ・ 施設整備に当たっては、防災上の安全性に配慮し、国際化・情報化など、これからの時代に対応した新しい教育に対応できるものとする。

(1) 適正配置の基本的な考え方

望ましい学校規模を踏まえた適正な学校配置を考える際の基本的な前提としては、年少人口の減少は今後も続き、推計では、平成19年度で10,064人の児童生徒数が、平成24年度には9,650人となる見込みであり、6年間で、実に400人以上の減少が見込まれている。これは、現在の小学校1校当たりの平均児童数(208.9人)の約2校分に近い人数です。

本市の将来人口の推計や年少人口の構成比、さらには合計特殊出生率などを考慮しながら、学校の配置を考えます。

(2) 学級編制の考え方

教育活動の実施にあたって一定数の児童生徒を単位とする学級を編制することを前提に、法令で1学級の児童生徒数の標準を定めています。(「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」)

具体的には、1学級の児童生徒数の標準を40人として各学年の学級を算出し、その学級数に応じて、その学校の教職員の総数が決まる仕組みです。

したがって、学校の設置や教職員配置に関する基準等を定める現行制度を基本にすべきであると考えます。

(3) 学校規模の考え方

法令上や制度上の仕組みでは、教育活動の多くの場面が、原則として同学年による学級を単位として行われており、教育活動の担い手である教職員も学級数を基礎とした配置定数によっているなど、学校規模を考える基本は、学級の数によるものといえます。

「学校教育法施行規則」では、「12学級以上18学級以下を標準とする」という考え方が示されており、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」では適正な規模の条件として「学級数がおおむね12学級から18学級までであること」としています。

このことから、一定の規模を確保して児童生徒の教育環境を整えることが、より現実的でかつ合理性があると考え、本市における学校の適正規模も、国の基準に基づき12～18学級とすることを原則とします。

しかし、地域の実情に応じて弾力的運用も必要であり、小・中学校各学年1学級以上とすることも可能であると考えます。

(4) 適正配置の方法

望ましい学校規模を確保するためには、通学上の安全確保などの条件を十分に検討することを前提としながら、既存の学校配置を見直すことが必要と考えます。

その際、学校規模や学校配置の改善の方策としては、一般的に隣接する学校との通学区域の見直しによる調整も考えられるが、本市においては、多くの学校が小規模であり、通学区域の調整のみによって、将来的に安定的な望ましい規模の確保は難しいことから、統廃合を軸として考えるのが妥当と考えます。

配慮事項と今後の学校づくり

学校配置の見直しを行う場合には、望ましい学校規模を確保することによって、教育内容の一層の充実が図られる必要があります。

その際には、学校規模だけではなく、通学区域、通学距離、通学経路、学校施設の状況、さらには学校が果たしてきた地域での役割などについて、総合的な検討を加えていかなければなりません。よって、学校の適正配置計画を策定するにあたり、以下の点に配慮します。

1 通学区域の設定

現状の学校配置に係る通学区域の設定は、おおむね妥当であると思われませんが、今後の適正配置による学校再編の過程では、通学区域の設定に関して、次の点において十分な検討が必要です。

通学距離

法令では、「通学距離が小学校にあってはおおむね4 km以内、中学校においてはおおむね6 km以内」を適正な規模の条件としています。これは、学校統合の際の上限を目安で示したものと解しますが、歩道の設置状況、小学校低学年の負担という点にも配慮しなければなりません。適正配置の結果、著しく通学時間を要する場合、通学時のバス利用など通学手段の配慮を行います。

また、学校での放課後の取り組みにも一定の制約が生じかねないことから、通学時のバス利用を検討する際には、放課後の課外活動等に対する時間的な工夫や対策も必要です。

2 通学上の安全

本市の地形的な特性から、一部の通学経路の中には、起伏に富む箇所の通行や、交通量の多い道路の横断を行わなければならない通学区域の設定が予想されます。今後、適正配置の実施によって、通学区域が広がり、通学経路の見直しもされることとなりますが、その際には、保護者・地域とも連携しながら、不審者に対する対策も含めて通学にかかる安全の確保のため十分配慮します。

3 統合の視点

学校の統合にあたっては、ともすれば統合する学校規模等により、「受け入れる側」と「受け入れられる側」という意識が起きる懸念があることから、このことが児童生徒に与える影響に配慮する必要があります。

統合を行う際には、関係者が一体となって新しい学校をつくるという視点にたち、統合の事前準備段階はもとより、統合後の児童生徒へのケア対策などを進める環境づくりに努めます。

4 学校と地域の関係

学校は地域の発展と深い関わりがあり、学校の統廃合を進めることになれば、学校数が減少し、地域との関わりが希薄になることが懸念されます。地域の自然や歴史文化に学び、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めるため、公民館及びコミュニティ施設の学校支援機能としての役割に配慮する必要があります。

また、学校施設は学校教育を行う場のみならず、スポーツや文化活動の社会教育分野としての利用や地域防災拠点などの公共的利用の役割も担っています。

今後、学校の適正配置を行う際には、こうした学校と地域のこれまでの関係や歴史に配慮して、保護者、地域住民と学校適正配置についての共通の理解を深めていきます。

5 学習集団の形成

1学年複数学級を目標としつつも、過疎化の著しい中山間地域等の地域については、地勢的な要件によって、一律の基準によって、学校の適正規模化が不可能な地域が発生することにも配慮します。

6 学校施設の活用

学校再編にあたっては、既存の学校施設、設備を最大限活用し、新設での新築は行わないものとします。また既存施設を活用するときは、耐力度簡略調査等の結果を踏まえたものとします。

学校再編により空き校舎となる施設については、閉鎖を基本とします。ただし、市民ニーズ等の視点、地域住民からの要望等や防災施設、生涯学習などの幅広い有効活用を検討することにも配慮します。

7 特別支援教育、いじめ・不登校等の教育課題への取り組み

さまざまな教育課題への取り組みにあたっては、全ての学校が組織として一体的に取り組むことのできる体制の構築を図ります。

また、いじめ等の対処にあたっては、最も効果的な対応を機動的に実施するとともに、信頼と寛容の心を培う人間関係の構築に努めます。

8 新しい学校づくりに向けて

次世代の教育像を視野に入れ、小中一貫教育構想など、新しい教育の理念と学校づくりについて、調査・研究していきます。

学校規模適正化への取り組みと今後の進め方

1 学校規模適正化への取り組み

学校は、地域のシンボリック的存在で長年の歴史が刻まれており、学校規模適正化の推進に際しては、特に地域住民をはじめ関係者の理解とコンセンサスが求められています。

学校規模適正化の進め方については、これまでの取り組みや地域住民の意向を十分踏まえ、長期的・全市的な視点に立って推進していきます。

具体的な実施計画の策定にあたっては、子ども達の成長を促す最も有益な選択を第一義に、さらに、保護者や地域住民などの関係者へ、十分な説明・協議を行い、学校規模適正化を進めていきます。

2 基本方針

平成 19 年 6 月に定めた「学校規模適正化（学校再編）に関する暫定基本方針」を基本的には踏襲し、これを「基本方針」とします。

(1) 対象学校

小学校、中学校別に検討するものとする。

(2) 施設設置

既存の学校施設、設備を最大限活用し、新設での新築は行わないものとする。

(3) 学校規模

国の基準（一学年、小学校 2 学級以上 3 学級以下・中学校 4 学級以上 6 学級以下）を原則とする。

地域の実情に応じて必要がある場合には、小・中学校各学年 1 学級以上とすることができるものとする。

(4) 学校区

小学校は、現行の中学校区域内を基本とする。ただし、地域の実情に応じて、中学校区域を越えることもできるものとする。

中学校は、隣接する現行の中学校区域を基本とする。ただし、地域の実情、地理的及び地形的な条件に応じて、隣接する中学校区域を越えることもできるものとする。

(5) 通学条件

国の基準に基づき、徒歩で片道小学校 4 km、中学校 6 km 以内を基本とし、この基準を超える児童生徒については、スクールバス等の通学手段を考慮するものとする。

(6) 跡地利用

学校規模適正化の結果、使用しなくなる学校施設については、地域及び教育委員会において跡地利用の方策等を検討するものとする。

3 今後の進め方

(1) 保護者や地域住民との共通理解

適正配置を進めるにあたっては、学校の教育的役割のみならず、学校が地域で果たしてきた歴史的・文化的役割や公共的施設としての機能等の地域事情にも配慮しなければなりません。

そのためには、児童生徒数や学級数等の将来推移、学校の小規模化に伴う問題点等について、保護者や地域住民に説明し、学校の適正配置の必要性について共通の理解を深めながら進めていきます。

(2) 年次計画による実施

適正配置の実施にあたっては、

小規模校が増加する中で検討すべき対象校も多く、また、全市的見直しにより対象地域が広範にわたること。

保護者や地域など関係者との十分な協議が必要であること。

改修等に伴う財政的な側面を考慮すること。

等から、全体的な計画を定め、実施にあたっては、ある程度の中・長期的なスパンの中で年次計画を策定して進めていきます。

その際には、学校施設の老朽化や耐震化整備計画との整合性も考慮に入れながら検討していきます。

4 設置予定の地区懇話会

学校規模適正化の検討を進めるため地区懇話会を設置します。なお、複式学級（小学校）がある地区から順次設置します。

(1) 複式学級のある地区

（下記数値については児童生徒数推移（H19年度作成））
複式学級表示は原則平成19年度分

吾平地区						
児童生徒の推移						
区 分	S35	S55	H10	H19	H20	H25
神野小学校	171	29	20	5	4	13
鶴峰小学校	568	197	159	94	89	47
吾平小学校	765	303	243	289	288	261
下名小学校	293	133	84	71	76	69
小 計	1,797	662	503	459	457	390
吾平中学校	740	387	314	270	250	212
合計(小・中)	2,537	1,049	817	729	707	602

神野小学校は、平成20年度児童数4名と過去最低の数です。

大始良地区

児童生徒の推移

区 分	S35	S55	H10	H19	H20	H25
南小学校	364	116	76	44	44	33
西俣小学校	480	187	145	104	108	90
大始良小学校	889	378	355	288	305	299
小 計	1,733	681	576	436	457	422
大始良中学校	685	323	347	256	224	184
合計(小・中)	2,418	1,004	923	692	681	606

南小学校が複式学級制です。

高須地区

児童生徒の推移

区 分	S35	S55	H10	H19	H20	H25
高須小学校	527	134	51	57	57	24
浜田小学校	234	54	41	19	17	21
小 計	761	188	92	76	74	45
高須中学校	339	99	67	45	44	40
合計(小・中)	1,100	287	159	121	118	85

高須小学校、浜田小学校が複式学級制です。(H20年度は浜田小学校のみ複式学級)

高隈地区

児童生徒の推移

区 分	S35	S55	H10	H19	H20	H25
高隈小学校	517	126	50	41	47	35
大黒小学校	267	111	61	62	61	45
小 計	784	237	111	103	108	80
高隈中学校	361	143	59	52	50	42
合計(小・中)	1,145	380	170	155	158	122

高隈小学校が複式学級制です。

花岡地区

児童生徒の推移

区 分	S35	S55	H10	H19	H20	H25
古江小学校	430	119	42	31	31	31
鶴羽小学校	618	236	154	95	100	96
菅原小学校	350	80	44	24	21	15
小 計	1,398	435	240	150	152	142
花岡中学校	672	274	163	117	95	66
合計(小・中)	2,070	709	403	267	247	208

古江小学校、菅原小学校が複式学級制です。

鹿屋地区

児童生徒の推移

区 分	S35	S55	H10	H19	H20	H25
鹿屋小学校	2,149	1,004	598	495	489	523
祓川小学校	470	191	135	84	69	82
東原小学校	370	172	156	107	108	79
小 計	2,989	1,367	889	686	666	684
鹿屋中学校	1,372	1,134	502	342	332	297
合計(小・中)	4,361	2,501	1,391	1,028	998	981

平成20年度は祓川小学校が複式学級制です。

(2) 複式学級のない地区

鹿屋東地区

児童生徒の推移

区 分	S35	S55	H10	H19	H20	H25
笠野原小学校	357	219	295	262	275	275
寿 小 学 校	818	1,394	669	606	581	764
寿北小学校	-	-	863	826	822	866
小 計	1,175	1,613	1,827	1,694	1,678	1,905
鹿屋東中学校	-	-	955	848	860	892
合計(小・中)	1,175	1,613	2,782	2,542	2,538	2,797

第一鹿屋地区

児童生徒の推移

区 分	S35	S55	H10	H19	H20	H25
西原小学校	1,396	897	824	640	641	645
西原台小学校	-	771	636	542	532	582
野里小学校	516	303	235	182	178	165
小 計	1,912	1,971	1,695	1,364	1,351	1,392
第一鹿屋中学校	1,090	981	892	705	697	654
合計(小・中)	3,002	2,952	2,587	2,069	2,048	2,046

田崎地区

児童生徒の推移

区 分	S35	S55	H10	H19	H20	H25
田崎小学校	714	458	699	590	561	619
小 計	714	458	699	590	561	619
田崎中学校	477	358	421	345	349	328
合計(小・中)	1,191	816	1,120	935	910	947

串良地区

児童生徒の推移

区 分	S35	S55	H10	H19	H20	H25
串良小学校	1,235	594	414	271	272	236
細山田小学校	1,080	403	288	220	227	206
上小原小学校	605	202	331	233	226	223
小 計	2,920	1,199	1,033	724	725	665
串良中学校	573	315	187	189	179	120
細山田中学校	505	231	211	153	154	110
上小原中学校	258	110	164	141	132	101
小 計	1,336	656	562	483	465	331
合計(小・中)	4,256	1,855	1,595	1,207	1,190	996